

一般財団法人 パスウェイズ・ジャパン
評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人パスウェイズ・ジャパン(以下「当法人」という。)の定款第 14 条及び第 29 条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第 11 条に基づき置かれるものをいう。
- (2) 役員とは、定款第 23 条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所とする役員をいう。非常勤役員はそれ以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、宿泊費を含む旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、常勤役員に対し、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 当法人の常勤役員の報酬総額は、別表 1「常勤役員の年間報酬総額」に定める金額以内とし、その報酬月額は、別表 2「常勤役員の報酬月額」のとおりとする。

(報酬の支給日及び支給方法)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日については、職員の例により毎月一定の日に支払うものとする。

2 報酬等は通貨をもって支給し、本人が指定した本人名義の金融機関に振り込むことができる。

3 全ての報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支払うものとする。

(通勤費)

第6条 常勤役員には、通勤の実態に応じ通勤費を支給する。

(費用)

第7条 当法人は、評議員及び役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 評議員及び役員には、会議出席等に要した交通費を支給する。

(公表)

第8条 財団は、この規程を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和 3(2021) 年 10 月 15 日から施行する。

別表 1

常勤役員の年間報酬総額 4,800,000 円

別表 2

常勤役員の報酬月額(単位:円)

号級	月額	a	号級	月額	号級	月額
1	20,000		9	100,000	17	260,000
2	30,000		10	120,000	18	280,000
3	40,000		11	140,000	19	300,000
4	50,000		12	160,000	20	320,000
5	60,000		13	180,000	21	340,000
6	70,000		14	200,000	22	360,000
7	80,000		15	220,000	23	380,000
8	90,000		16	240,000	24	400,000